

【別紙】居宅介護・重度訪問介護・同行援護(サービス料金表)

【令和6年4月現在】

利用料金障害福祉サービス

サービス 内容	1回当たりの所要時間	利用料金	自己負担額上限
身体 介 護	30分未満	¥2,560	¥256
	30分以上1時間未満	¥4,040	¥404
	1時間以上1時間30分未満	¥5,870	¥587
	1時間30分以上2時間未満	¥6,690	¥669
	2時間以上2時間30分未満	¥7,540	¥754
	2時間30分以上3時間未満	¥8,370	¥837
	3時間以上	¥9,210	¥921
	3時間以上（30分毎に）	¥830	¥83
（身 体 通 介 院 護 介 伴 う）	30分未満	¥2,560	¥256
	30分以上1時間未満	¥4,040	¥404
	1時間以上1時間30分未満	¥5,870	¥587
	1時間30分以上2時間未満	¥6,690	¥669
	2時間以上2時間30分未満	¥7,540	¥754
	2時間30分以上3時間未満	¥8,370	¥837
	3時間以上	¥9,210	¥921
	3時間以上（30分毎に）	¥830	¥83
家 事 援 助	30分未満	¥1,060	¥106
	30分以上45分未満	¥1,530	¥153
	45分以上1時間未満	¥1,970	¥197
	1時間以上1時間15分未満	¥2,390	¥239
	1時間15分以上1時間30分未満	¥2,750	¥275
	1時間30分以上	¥3,110	¥311
	15分増すごとに	¥350	¥35
伴 わ な い （ 身 体 通 介 院 護 を	30分未満	¥1,060	¥106
	30分以上1時間未満	¥1,970	¥197
	1時間以上1時間30分未満	¥2,750	¥275
	1時間30分以上	¥3,450	¥345
	30分増すごとに	¥690	¥69

重 度 訪 問	1時間未満	¥1,860	¥186
	1時間以上1時間30分未満	¥2,770	¥277
	1時間30分以上2時間未満	¥3,690	¥369
	2時間以上2時間30分未満	¥4,610	¥461
	2時間30分以上3時間未満	¥5,530	¥553
	3時間以上3時間30分未満	¥6,440	¥644
	3時間30分以上4時間未満	¥7,360	¥736
	4時間以上8時間未満	¥8,210	¥821
	(30分増すごとに+850円)	¥850	¥85
	8時間以上12時間未満	¥15,050	¥1,505
	(30分増すごとに+850円)	¥850	¥85
	12時間以上16時間未満	¥21,840	¥2,184
	(30分増すごとに+800円)	¥810	¥81
	16時間以上20時間未満	¥28,340	¥2,834
	(30分増すごとに+860円)	¥860	¥86
	20時間以上24時間未満	¥35,200	¥3,520
	(30分増すごとに+800円)	¥800	¥80
同 行 援 護	30分未満	¥1,910	¥191
	30分以上1時間未満	¥3,020	¥302
	1時間以上1時間30分未満	¥4,360	¥436
	1時間30分以上2時間未満	¥5,010	¥501
	2時間以上2時間30分未満	¥5,660	¥566
	2時間30分以上3時間未満	¥6,320	¥632
	3時間以上	¥6,970	¥697
	3時間以上 (30分毎に+630円)	¥660	¥66
通院等乗降介助		¥1,020	¥102

○早朝・夜間・深夜加算

早朝（午前6時～10時）	上記料金に対して 25%加算になります。
夜間（午後6時～10時）	
深夜（午後10時～午前6時）	上記料金に対して 50%加算になります。

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で通常料金の2倍の料金をいただきます。

（例）体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合。

※上記サービス利用料金は実際に要した時間ではなく、計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。

【加算】以下の要件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

○その他加算料金 ※令和6年6月1日から算定

			利用料額	利用者負担額
初回加算			¥2,000	¥200
緊急時対応加算			¥1,000	¥100
利用者負担上限額管理加算			¥1,500	¥150
福祉・介護職員処遇改善加算 (居宅)	(Ⅰ)	所定単位数の417/1000	サービスごとの 単位数に左記を 加算させていただきます。	1割
	(Ⅱ)	所定単位数の402/1000		
福祉・介護職員処遇改善加算 (重度)	(Ⅰ)	所定単位数の343/1000		
	(Ⅱ)	所定単位数の328/1000		
福祉・介護職員処遇改善加算 (同行)	(Ⅰ)	所定単位数の417/1000		
	(Ⅱ)	所定単位数の402/1000		
特定事業所加算	(Ⅰ)	所定単位数の20/100		
	(Ⅱ)	所定単位数の10/100		
	(Ⅲ)	所定単位数の10/100		

●**初回加算**：新規に介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、加算料金を頂きます。

●**緊急時対応加算**：介護計画に位置付けられてない居宅介護を利用等の要請を受けてから24時間以内に行った場合、加算料金を頂きます。（月2回まで利用可能）

●**利用者負担上限額管理加算**：事業所が利用者の利用負担額合計額管理を行った場合の加算料金を頂きます。（月1回を限度）

●**介護職員処遇改善加算**：介護サービス事業所が、介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場の労働環境の改善を行ったりした場合に、その介護サービス事業所に対して支払われる加算です。

●**介護職員特定処遇改善加算**：介護職員の経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる労働環境、処遇改善を行ったりした場合に、その介護サービス事業所に対して支払われる加算です。

●**福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算**：コロナの克服と新時代開拓のための経済対策の取り組みの一環で、職員の定着率の向上とサービスの質を維持するための加算制度です。

※福祉・介護職員等処遇改善加算に一本化

●**特定事業所加算**：サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備等をおこなっている事業所に対して加算がされる制度です

※特定事業所加算 【加算別取得条件】

特定事業所加算Ⅰ：体制要件①～⑥、人材要件、重度者要件すべてに適合すること

特定事業所加算Ⅱ：体制要件①～⑥、人材要件①②のいずれかに適合すること

特定事業所加算Ⅲ：体制要件①～⑥、重度者要件に適合すること

【体制要件】

①介護職員に対する計画的な研修の実施

職員すべての個別の研修計画を策定し、実施していることが求められます。

②定期的な会議の開催

利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項の伝達等、介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行います。登録ヘルパーを含めた、すべての介護従事者が参加する会議を開催することが必要です。

③文書等による指示及びサービス提供後の報告

サービス提供の責任者が利用者を担当する介護員等に対して、利用者に関する情報・サービス提供にあたっての留意事項を文書等で伝達してから開始します。

またサービス提供終了後、担当の介護員等からの適宜報告を受ける事も求められます。

④定期的な健康診断の実施

事業主費用負担により、少なくとも1年以内ごとに登録ヘルパーも含めた全職員に、1回は実施しなくてはなりません。

⑤緊急時等における対応方法の明示

緊急時等における対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間帯等を記載した文書（重要事項説明書等）を利用者に交付し、説明を行う必要があります。

⑥熟練した従業者による新任者同行研修の実施

新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。

⑦指定重度訪問介護サービス提供体制

夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されておりまた、営業日及び営業時間において土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに可能であること。

【人材要件】

- ①訪問介護員の割合が以下のいずれかを満たしていること
 - ・介護福祉士の割合が30%以上であること
 - ・介護福祉士＋実務者研修修了者が50%以上であること
- ②全てのサービス提供責任者が以下のいずれかを満たしていること
 - ・実務3年以上の介護福祉士であること
 - ・実務5年以上の実務者研修修了者であること
- ③利用者（障害児を除く）の総数のうち障害支援区分5以上であるもの及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が、居宅介護、同行援護、行動援護は30%以上であること、重度訪問介護は50%以上であること
- ④人員基準により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にならば、常勤のサービス提供責任者2名以上配置していること。
- ⑤人員基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であり、その事業所に配置されるべきサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準の配置人数より1人以上多いサービス提供責任者を配置していること。
- ⑥利用者総数のうち、要介護3～5である者と介護を必要とする認知症である者その他介護を必要とする者の占める割合が60%以上であること。